第二条第一号中「公衆によって直接受信されることを目的とする無線通信又は有線電気通信の送信」を「放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第一号に規定する放送」に改め、同条第二号ハ中「（昭和二十五年法律第百三十二号）第三十二条第二項」を「第六十四条第二項」に改める。

第三条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第四号中「き損」を「毀損」に改める。

第四条第二項中「すべて」を「全て」に改める。

第七条第三項中「放送事業者等（放送法第二条第三号の二に規定する放送事業者（同条第三号の四に規定する受託放送事業者を除く。）、有線ラジオ放送（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条に規定する有線ラジオ放送をいう。）の業務を行う者、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第四項に規定する有線テレビジョン放送事業者及び電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二条第三項に規定する電気通信役務利用放送事業者」を「放送事業者（放送法第二条第二十六号に規定する放送事業者」に改める。

第十条及び第十三条第五号中「き損」を「毀損」に改める。

第十四条第二項中「すべて」を「全て」に改める。

第十七条第二項第一号中「き損」を「毀損」に改める。

第十七条の二中「放送事業者等」を「放送事業者」に、「き損」を「毀損」に改める。

第十八条第五項及び第二十条第一項第二号中「すべて」を「全て」に改める。

第二十九条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「き損」を「毀損」に改める。

○総務省告示第二百六十号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第1から第6まで、別表第二号の二第1から第8まで、別表第二号の三第1及び第3並びに別表第二号の四の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十三年六月三十日から施行することとしたので、告示する。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

別表第1号第1の表中「

放送局		ＢＣ

」を

特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局	ＢＢ
特定地上基幹放送局	ＢＣ

」に、「

放送試験局	ＢＥ

」を

特定地上基幹放送試験局以外の地上基幹放送試験局	ＥＶ
特定地上基幹放送試験局	

」に、「

放送衛星局	ＢＤ
	ＢＥ

」を「

衛星基幹放送局	ＥＶ

」に、「

放送試験局	ＥＢＥ

」を「

衛星基幹放送試験局	ＥＢＥ

」に改める。

別表第二号の表中広告の項を削り、「

日本放送協会が委託により行わせる放送	07

」を「

一般放送	07

」に、「

放送事業者が委託により行わせる放送	08
事業者が委託により行わせる放送	09

」を「

基幹放送事業者（協会を除く。）の放送	08

」に改める。

別表第十五号の表中波放送の項中「中波放送に関する送信の標準方式（平成４年郵政省令第４号）」を「中波放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第85号）」に、「第４条」を「第５条」に改め、同表データ放送の項中「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成15年総務省令第26号）」を「標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第87号）」に、「第52条」を「第85条」に改め、同表超短波放送の項中「超短波放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第86号）」に、「第12条」を「第14条」に、「第52条」を「第85条」に、

人工	
地上衛星	

」を「

人工	ＦＡ７
	ＦＡ８

」に改め、同表超短波放送の項

衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第５章第２節又は第６章第３節により放送するもの
又は人工	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第４章に規定される方式により放送するもの

」を「

衛星	ＦＡ７
	ＦＡ８

」に改め、同表超短波音声